

恵那市監査公示第5号

令和2年財政援助団体等監査結果の公表について

地方自治法第199条第7項の規定により、令和2年財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定に基づき、その結果を次のとおり公表する。

令和2年11月26日

恵那市監査委員 水野 泰正

恵那市監査委員 橋本 平紀

記

1. 監査の対象

(1) 財政援助団体補助事業

① 明知鉄道株式会社の運営に係る補助金7件（担当課：企画課）

補助対象事業：恵那市鉄道施設老朽化対策事業、恵那市鉄道輸送高度化事業、恵那市鉄道施設維持修繕事業、地方鉄道利用促進対策事業、平成30年度明知鉄道経営対策事業、リフティングジャッキ改修事業、保線機器整備事業

② 明知鉄道株式会社の運営に係る負担金2件（担当課：企画課）

負担金対象団体：明知鉄道連絡協議会、明知鉄道沿線地域公共交通活性化協議会

(2) 出資法人

① 一般財団法人 恵那市施設管理公社

監査内容：令和元年度（令和元年4月1日から令和2年3月31日の間の財務に関する事務処理の状況及び事業の執行状況等

2. 監査の実施日時

令和2年11月20日（金曜日）午前10時～午後4時

3. 監査の場所 恵那市役所3階 監査委員事務局、明知鉄道株式会社本社

4. 監査の方法

企画課長及び担当者に出席を求め、「令和元年度恵那市行財政改革行動計画

の進捗状況」「第4次恵那市行財政計画大綱及び行動計画」「恵那市公共施設個別施設計画」について説明を受けた。

その後、法第199条第7項に規定する団体に係る事業のうちから、監査委員の合議により上記の監査対象を選定し、事前に担当課より資料の提出を求めた上、当日は諸帳簿を照合するとともに、担当課出席者から説明を聴取する方法で実施した。なお、明知鉄道株式会社については、現地で補助事業の対象物件の確認のみを行い、法第199条第7項に基づく団体に対する監査は実施していない。

5. 監査の結果及び意見

(1) 明知鉄道株式会社の運営に対する補助金（企画課）

補助金の申請から実績報告、補助金の交付に至る手続き及び書類について不備はなく良好であった。明知鉄道株式会社に対する補助金は、市以外に国や岐阜県からも補助金が交付されており、会計検査が行われている。検査の結果に特に大きな問題はないということであったが、検査時には市の担当者も立ち会い、検査内容や国や県の担当者からの意見の把握、情報交換等に努めていただきたい。

(2) 一般財団法人 恵那市施設管理公社の運営

財務に関する事務の執行が適正に処理されているか、計数は正確であるか等、提出された関係諸帳簿の照査ならびに関係者及び関係職員から説明を聴取するなど、通常実施すべき監査手続きにより実施した結果、計数は正確であり、予算の執行及び事務処理並びに事業執行の状況は、概ね適正であると認められた。

検討課題は、公益的業務を請け負う方法はどのような形が望ましいかということであり、施設管理公社の運営について、委託だけでなく、指定管理制度の導入など、費用対効果の観点から、安定的かつ効果的に事業を継続する方法を引き続き検討していただきたい。